

平成29年第4回定例会 代表質問

鈴木副市長答弁

蛭田 浩文議員（未来民進ちば）

質問4 市民行政について

(1) 市政だよりの全戸ポスティングについて

ア 全戸ポスティング移行後の状況について

(市民局市民自治推進部広報広聴課)

(答弁)

次に、市政だよりの全戸ポスティングについてお答えします。

まず、全戸ポスティング移行後の状況についてですが、

9月1日号の配布部数は約32万8,000部で、世帯数に対する配布率は73.1パーセントでありましたが、10月号の配布部数は約44万9,000部、配布率は100.0パーセントとなり、ようやく全ての家庭に届けることができました。

市民からは、以前より読みやすい、オシャレになった、美術館学芸員の作品解説が興味深い、新聞未購読者だがいろいろな形で情報が目にでき心強い、など好意的な意見を頂いたほか、全戸配布となった経緯や経費に関する問い合わせなどもありました。

一方で、まだ届いていない、2世帯なのでもう一部欲しい、スマートフォンで閲覧できるから配布は不要などの要望もあり、配布事業者などにより対応いたしました。

質問 4 市民行政について

(1) 市政だよりの全戸ポスティングについて

イ 今後の市政だよりについて

(市民局市民自治推進部広報広聴課)

(答弁)

次に、今後の市政だよりについてですが、

市政だよりは、市民の手元に届けることだけでなく、記事を読んでいただくことが、より重要であります。そこで、全戸ポスティング開始に合わせて、市政に関する情報はもとより、健康をテーマとした記事や、小学校で習う漢字による動物公園日誌など、読んでみたいと思わせる内容も掲載することとしたところであり、今後も、記事が市民の目に留まる工夫や、紙面内容の更なる改善を図って参ります。

また、市政だよりは、市から伝えたい情報をはじめ様々な情報を、誰でも知ることができるようにするための最も基本的な広報媒体ですが、その一方で、紙に印刷して、配布できる数量には限界があることも事実です。

今後は、既に広く普及しているスマートフォンなどの通信機器を活用した情報の電子的提供を視野に、市政だよりの配布対象を世帯から個人単位にシフトし、市民一人ひとりに必要な市政情報を届けることを目指したいと考えております。

市長答弁

質問 4 保健福祉行政について

(1) 本市における受動喫煙防止対策の強化について

ア 本市の受動喫煙対策及びその課題について

(保健福祉局健康部健康支援課)

(答弁)

次に、本市における受動喫煙防止対策の強化についてお答えします。

まず、本市の受動喫煙防止対策とその課題についてですが、健康増進法に基づき、本市の施設については、原則、建物内禁煙とするとともに、民間施設についても、利用者が受動喫煙を受けないよう、市民、事業者等に対して講演会や健康フェアなどの様々な機会を活用して、受動喫煙対策の必要性について周知・啓発に努めて参りました。

しかし、昨年度、本市が実施したアンケート調査では、「受動喫煙の機会を有する人の割合」が、家庭では、やや減少しているものの、職場では、ほぼ横ばい、飲食店では増加しているなど、施設管理者の努力義務に留まっている現行法では効果に限界があることから、より実効性の伴う施策が必要であると考えております。

質問 4 保健福祉行政について

- (1) 本市における受動喫煙防止対策の強化について
イ 受動喫煙防止対策の今後の進め方について

(保健福祉局健康部健康支援課)

(答弁)

次に、受動喫煙防止対策の今後の進め方についてですが、本市では、受動喫煙の問題は、より広域で一元的に行うことが望ましいことから、国の動向に注視するとともに、東京オリンピック・パラリンピックの競技会場都市として相応しい対策について、条例化も視野に検討を進めて参りました。

先月には、外部の審議機関である「千葉市健康づくり推進協議会」において、今後の受動喫煙対策について審議いただき、「市として、早期に条例等の制定による受動喫煙の防止に向けた環境整備が必要」との意見をいただいたところです。

今後は、国が平成29年3月に公表した「受動喫煙対策の強化についての考え方」や東京都の状況などを参考に、実行性のある受動喫煙防止条例の制定に向けた検討を進めて参ります。

合わせて、タバコによる健康被害の周知・啓発に一層努めるとともに、タバコを吸う人の禁煙支援についても取り組んで参ります。

質問 4 保健福祉行政について

(2) 障害者施策について

ア 障害者を取り巻く現状の課題認識について

(保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課)

(答弁)

次に、障害者施策についてお答えします。

まず、障害者を取り巻く現状の課題認識についてですが、
現在、障害者やその家族の高齢化が進展し、高齢の親が障害者を介護する状況や、障害者本人が親や配偶者を介護しなければならない状況など、各家庭の介護力が低下しており、社会全体で障害者を支えていくことが強く求められています。

特に、介護に携わっている親が亡くなった後に残された障害者への支援は、重大かつ喫緊の課題となっており、さらに、医療技術の発展によって増加する医療的ケアを必要とする障害児や、社会情勢の変化によって顕在化した精神障害者及び発達障害者への支援など、障害者福祉に関するニーズは多様化し、対象者も増加し続けています。

そこで、様々な問題が相互に関連しあい、短期間で解決することが難しいこれらの課題解決に向けて、今後10年間の本市の障害福祉施策を中長期的な視点で推進するため、本市独自の「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を策定したところです。

質問 4 保健福祉行政について

(2) 障害者施策について

イ 課題を踏まえた障害者に関する計画の基本的な考え方について

(保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課)

(答弁)

次に、障害者に関する計画の基本的な考え方についてですが、第4次となる今回の計画では、「障害福祉施策に係る中長期指針」の方向性を踏まえるとともに、現行計画の達成状況や実態調査の結果をもとに、特に、「親亡き後の支援」、「発達障害者に対する支援」、「重度の障害のある方たちへの支援」の3項目を重点課題として位置づけ取組むこととしております。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、障害者の理解促進と社会参加を一層推進するため、障害の有無にかかわらず誰もが活躍できる社会づくりに資する施策を積極的に盛り込んで参ります。

その他、障害に対する理解促進、相談支援、保健・医療、教育、地域生活支援といった幅広い分野を対象に、本市の障害者施策の推進と具体的方策を示すこととしており、計画期間は、平成30年度から32年度までの3年間とします。

なお、これまでも障害児に対する支援事業に取り組んで参りましたが、今回の計画から、新たに「障害児福祉計画」として位置づけ、「障害者計画」や「障害福祉計画」と一体的に整備することとします。